

支援策		施策概要	主な条件など	申請する人	相談窓口
給付	特別定額給付金 (関連5ページ)	給付額： すべての町民 1人当たり一律10万円	4月27日時点で町の住民基本台帳に記録されている方	個人が申請	町民生活課 ☎72-6933
給付	子育て世帯への臨時特別給付金	給付額： 児童1人につき1万円	児童手当を受給している世帯(特例給付世帯を除く) 【6月下旬給付予定】	申請不要 (公務員以外)	子育て支援課 ☎72-2212
利子補給	小野町中小企業借入利子補給制度	次の融資に対する 利子補給 (令和2年1月支払い分から2年間分) ・小野町中小企業経営合理化資金 ・日本政策金融公庫経営改善資金 ・福島県商工事業協同組合事業資金	①感染症の影響で年収が前年比10%以上減少見込み ②ほかの特別利子補給制度を受けていないこと	事業主が申請	小野町商工会 ☎72-3228 産業振興課 ☎72-6938
融資	緊急小口資金 総合支援資金	貸付上限額： 10万円 (特例の場合 20万円) 返済据置：1年 償還期間：2年以内	①感染症の影響を受け、休業などにより収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持が必要 ②この特例による貸し付けをほかの自治体で受けていないこと	個人が申請	小野町社会福祉協議会 ☎72-6866
給付	持続化給付金	給付額： 200万円以内(法人) 100万円以内 (個人事業主)	①小売業、製造業、飲食業などで事業収入を得ている法人、個人 ②感染症の影響で、売り上げが前年同月比50%減少していること	事業主が申請	持続化給付金 コールセンター ☎0120-115-570 小野町商工会 ☎72-3228
	県休業協力金・支援金	給付額： 1事業者につき 10万円 賃貸物件で営業 10万円加算 複数事業所で営業 20万円加算	①福島県内に事業所がある中小企業や個人事業主 ②福島県からの休業要請に応じた場合 ③休業要請されていない業種への支給を検討中		県緊急事態措置 コールセンター ☎024-521-8643
補填	肉用牛肥育経営安定特別対策(牛マルキン)	補填額：粗収益が生産費を下回った場合、下回った額の90%を補填	①抛し金を支払っていること ②肥育牛1頭当たりの粗収益が生産費を下回った場合		県畜産振興協会 ☎024-573-0515
融資	・危機関連保証 ・セーフティネット保証4号 ・セーフティネット保証5号	(危機) 保証率： 借入債務の100% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円 (4号) 保証率： 借入債務の100% (5号) 保証率： 借入債務の80% 保証枠：一般枠とは別枠で 最大2.8億円 (4号・5号同じ枠)	(危機)売上が前年同月・同期比15%以上減少していること (4号)売上が前年同月・同期比20%以上減少していること (5号)売上が前年同月・同期比5%以上減少していること	事業主が申請	福島県信用保証協会郡山支店 ☎024-932-2769
	商工中金・危機対応融資	貸付額： 3億円以内 据置期間：5年以内 償還期間：20年以内ほか	感染症の影響を受け、最近1カ月の売上が前年または前々年同月比5%以上減少していること		商工組合中央金庫 相談窓口 ☎0120-542-711
	新型コロナウイルス対策マル経融資	貸付額： 別枠1,000万円以内 据置期間：4年以内ほか 償還期間：10年以内ほか	①感染症の影響を受け、最近1カ月の売上が前年または前々年同月比5%以上減少していること ②商工会の実施する経営指導を受けており、商工会長の推薦が必要		日本政策金融公庫の支店または小野町商工会 ☎72-3228

※ピンク色の施策が、町独自の施策です。

※掲載した施策は主なもので、このほかにも支援措置があります。役場・関連行政機関・団体などにご相談ください。